

平成 28 年経済センサス－活動調査の調査事項の選定基準

○ 調査事項の選定基準

調査事項は、包括的な産業構造の把握、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実、地域別統計の充実、国民経済計算や産業連関表等の精度向上に資する等の観点から、全数調査としての必要性（小地域統計の必要性、結果利用の汎用性等）、行政記録の活用の可否、報告者負担、結果精度等を踏まえて選定する。

《参考》

○ 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抄）

第 2 公的統計の整備に関する事項

1 経済関連統計の整備

(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

ア 経済構造統計の整備

（中略）

経済構造統計については、事業所母集団データベースの本格稼働、社会経済情勢の変化や、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施状況等を踏まえ、平成 28 年以降の在り方について検討が必要となっている。

このため、平成 28 年経済センサス - 活動調査については、平成 24 年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。